平成３０年（フ）第１２４号
新潟市西区みずき野２－７－30　レオパレスルミエール101号、住民票上の住所新潟市西区山田549番地１　ハピネスメゾン202号
債務者　桑原　恭平
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２７号
新潟市東区牡丹山３丁目13番12号　コーポハニー２Ｆ
債務者　大澤　裕貴
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３４号
新潟市中央区女池上山１丁目８番９号　シュロス上山202号
債務者　太田　春男
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４０号
新潟市東区大形本町６丁目17番17号２
債務者　小日山亜希子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４５号
新潟市西区小針西１丁目13番９号、前住所新潟市西区小針西１丁目14番13号　コーポ茜ヶ丘11
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２１号
山梨県甲斐市牛句2750番地40
債務者　柳本　　肇
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
山梨県甲州市塩山上於曽601　Ａ－１、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上於曽601番地アパートメントハウス志村５号
債務者　内田　広一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1777番地18
債務者　山田　　拓
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１９号
三重県名張市すずらん台東２番町98番地
債務者　田口友里佳（旧姓月岡）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１８４号
兵庫県姫路市田寺東２－43－45、住民票上の住所兵庫県姫路市御立東１丁目18番33号
債務者　天野　　忍
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６７号
奈良市十輪院町10番地
債務者　山田　英子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１１０号
奈良県天理市石上町824番地
債務者　本夛　美枝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第８４号
岡山市北区今保329番地５　リーフミナン303、旧住所大阪府吹田市片山町４丁目38番４－102号
債務者　南部　菜緒
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３５号
岡山市中区桑野714番地２　原コーポ201
債務者　松田　康孝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３９号
岡山市北区芳賀5105番地２　６－304
債務者　片山　又成
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４１号
岡山市北区新道33番地
債務者　塩見　淑恵
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部